

熊本県商店街等売上回復支援事業費補助金交付要項を次のとおり制定する。

令和8年4月21日

熊本県商店街振興組合連合会 会長 河島 一夫

熊本県商店街等売上回復支援事業費補助金交付要項

(通則)

第1条 商店街振興組合等に対する熊本県商店街等売上回復支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号。以下、「規則」という。）、熊本県商工労働補助金等交付要項、熊本県商店街等売上回復支援事業費補助金交付要領及びその他の法令の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、物価高騰や人件費上昇等の影響により、商店街等の個店にあつては、価格転嫁を余儀なくされ、そのことが個人消費の減退につながり、ひいては、売上減少へと通じるなど、様々な業種の中小企業者の経営が悪化していることから、売上回復のための事業実施を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、熊本県内に所在する次の各号のいずれかに該当する商店街組織（以下「商店街組織等」という。）が実施する売上回復に資するイベントの開催等の取組み（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、熊本県商店街振興組合連合会会長（以下「会長」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）を予算の範囲内において補助するものとする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定により設立された商店街振興組合
- (2) 熊本県商店街活性化協議会の会員（前号に該当する者を除く）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、商店街を形成する任意に組織された団体（構成員が10店舗以上に限る）であつて、共同で事業活動を行うための規約等を制定し、会計及び財産管理を適正に行うことができるもの

2 前項における補助対象経費及び補助率等については、別表のとおりとし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業を実施する商店街組織等（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に次の各号の書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、第8号、第9号については、複数の商店街が連携して申請する場合にのみ添付するものとする。

- (1) 補助事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 見積書の写し（1件当たり税込10万円を超えるものについては2者以上）
- (3) 仕様書、カタログ、図面等の見積書の内容が分かるもの

- (4) 定款、会則等の写し
 - (5) 申請日時点での組合員、会員名簿
 - (6) 県税の未納が無い証明書
 - (7) 誓約書（別記第3号様式）
 - (8) 連携申請構成表（別紙1）
 - (9) 経費負担割合表（別紙2）
 - (10) その他会長が必要と認める書類
- 2 次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。
- (1) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
 - (2) 県税に未納がある者

（交付決定の通知）

第5条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、別記第4号様式による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に会長に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

（計画変更の承認等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第5号様式による補助金計画変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分毎に配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために必要な契約を行うに当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 会長が第13条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が会長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、会長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が会長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 会長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 会長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、会長が行う弁済の効力は、会長が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して14日を経過した日又は会長が別に定める日のいずれか早い日までに別記第7号様式による実績報告書に次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の実施内容が分かる写真やチラシ等

(2) 補助事業に関する経理関係書類

(3) 経費負担割合表（別紙2）（複数の団体が連携して実施した場合のみ）

2 補助事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、会長は期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助事業に係る消費税等仕入控除税額を

減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式による交付確定通知書により補助事業者に通知する。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記第9号様式による精算(概算)払請求書を会長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第10号様式による報告書により速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第13条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第16条 会長は、第8条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別記第3号様式の誓約事項に違反した場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 会長は、第2項の規定により補助金の返還を命じた場合において、返還すべき補助金及び前項の加算金の全部又は一部が期限内に納付がないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下、「取得財産等」という。）のうち、規則第21条第2項に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が税抜き単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用する。

- 2 補助事業者は、取得財産等を前項の規定により定められた期間内において、会長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(情報管理及び秘密保持)

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(その他必要な事項)

第19条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月21日から施行する。

別表

補助事業者の事業実施に係る経費

補助金の名称	補助対象経費の内容	補助率	補助上限額
<p>熊本県商店街等 売上回復支援事 業費補助金</p>	<p>商店街組織等が実施する売上回復に資する 取組みに要する経費 (人件費、報償費、旅費、印刷製本費、広告宣 伝費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借 料、委託費、備品購入費、工事費、その他会長 が適当と認める経費)</p> <p>※対象外経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業との関連性が認められない経 費 ・交付決定の前に発注・支出した経費 ・支払ったことが証明できない経費 ・公租公課 ・電気、ガス及び水道の使用料 ・燃料費 ・飲食費 ・間接経費(振込手数料、保証料、保険料、印 紙代等) ・光熱水費、家賃、固定費、維持管理や保守に 係る費(商店街組織等が通常負担すべきも の) ・頒布品及び抽選会の景品代 ・販売を目的とした製品・商品・物品等の生産・ 調達に係る経費 ・土地の取得・使用に要する経費 ・事業の中止や延期に伴うキャンセル料及び 準備にかかった経費 ・その他会長が不適当と認める経費 <p>※ 他の国・県等の補助金との重複計上は不可</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>①商店街振興組合、 熊本県商店街活性化 協議会会員 1申請あたり 2,000千円</p> <p>②上記①に属さない 商店街組織等 1申請あたり 1,000千円</p> <p>※申請回数は、原則3 回までとする。</p>